

住吉区の学校選択制 よくあるお問合せ

Q1 希望した学校へは必ず入学できますか？

A1 通学区域の学校を希望した場合は、必ず入学できます。
通学区域外の学校を希望した場合、学校ごとに通学区域外からの受入予定人数が決まっていますので、希望者が多く、受入予定人数を超えた学校については抽選になります。

Q2 どの学校でも自由に選択できますか？

A2 小学校、中学校ともに住吉区内のすべての市立学校及び14ページに記載の市立施設一体型小中一貫校から選択することができます。他区の市立学校は選択できません。

Q3 通学区域の学校への入学を希望する場合は、希望調査票は提出しなくてもいいですか？

A3 通学区域の学校への入学を希望する方も含め、対象者全員に希望調査票の提出をお願いしています。提出期限までに希望調査票の提出が無かった場合は、通学区域の学校を選択したものとみなします。

Q4 学校選択のための情報にはどんなものがありますか？

A4 この「学校案内」や各学校のホームページ等で情報を提供しています。また、実際に各学校の様子をご覧いただく機会として、学校公開日や学校説明会を開催します。ぜひ、この機会にご参加いただき、希望校選択の参考としてください(小学校18ページ、中学校53ページ参照)。
なお、希望校の選択にあたりましては、事実と異なる風評に影響されることなく、学校に出向き、各学校についての正しい情報をご確認のうえ検討してください。

Q5 住吉区内で転居する予定がありますが、希望調査票にはどのように記入すればよいですか？

A5 転居前または転居後の住所地における通学区域の学校以外への入学を希望する場合は、その学校を第1希望校としてご記入ください。
通学区域の変更を伴う転居の場合、転居後の住所地における通学区域の学校に変更していただくことは可能です。その場合は、受入予定人数に関係なく入学することができます。

Q6 希望校の変更はできますか？

A6 11月14日(金)から11月20日(木)までの変更受付期間中に、1回に限り希望校の変更ができます。希望調査票を提出いただいた後、対象者全員に「希望調査結果通知」を送付しますので、変更を希望する場合は、①「希望調査結果通知」と②保護者の本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)の2点をご持参のうえ、住吉区役所教育文化課3階34番窓口でお手続きください。
受付は窓口のみとし、保護者の方しかお手続きできませんので、ご注意ください。

Q7 通学区域外の学校を選択した場合、必ず抽選になりますか？

A7 抽選になるのは、入学希望者が受入予定人数を超えた学校のみです。入学希望者が受入予定人数の範囲内であれば、抽選は実施せず希望者全員が入学予定者となります。
なお、通学区域の学校への入学を希望した方は、必ず入学できますので、抽選の対象なりません。

Q8 抽選になるかどうかは、いつわかりますか？

A8 12月上旬に、通学区域外の学校への入学を希望した方全員に、抽選の有無をお知らせする「抽選の実施に関するお知らせ」を送付します。
抽選の有無を含む、希望調査の最終結果については、住吉区ホームページでも公表します。

Q9 抽選になった場合に、その学校から家が近い人や、兄や姉が在学している人が優先されませんか？

A9 全員の方が公平に選択できる権利を保障するため、「自宅からの距離」や「きょうだい関係」などによる優先的な取り扱いはしていません。

Q10 過去に抽選になったことはありますか？

A10 住吉区ホームページで学校選択制の公開抽選の結果を公開していますのでご確認ください。

Q11 抽選に当選しなかった場合はどうなりますか？

A11 当選しなかった方について抽選により順位をつけ、「補欠登録」を行います。詳しくは、5ページの**抽選に当選されなかった方へ**をご確認ください。

Q12 通学区域外の小学校を選択して入学した場合、その小学校の進学中学校にそのまま進学することができますか？

A12 その小学校の進学中学校が通学区域外の学校であれば、中学校への進学時に学校の選択をしていただき、受入予定人数を超えた場合は抽選の対象となります。抽選になった場合、現在通っている小学校の進学中学校であることによる、優先的な取り扱いはしていません。

Q13 就学に関する相談は、どの学校でするのですか？

A13 「障がいがある」「就学に不安を感じている」など、お子様の入学に向けての相談がある新小学校1年生の保護者の方は、まず、お住まいの通学区域の小学校にご相談いただいた後、入学を希望する小学校にも必ずご相談ください。
新中学校1年生の保護者の方は、まず、在籍している小学校にご相談の後、通学区域の中学校、入学を希望する中学校にも必ずご相談ください。

Q14 通学区域外の学校への入学が決定した後に、通学区域の学校へ変更することはできますか？

A14 学校選択制により決定した入学予定校が指定校となりますので、たとえ通学区域の学校であっても変更することはできません。
ただし、相当な理由がある場合は、指定された学校以外への就学が認められることがあります。詳しくは住吉区役所教育文化課までご相談ください。(15ページ参照)

Q15 小学校入学前の就学時健康診断はどこで受けますか？

A15 9月下旬以降に、通学区域の小学校から「就学時健康診断のお知らせ」が送付されますので、指定された小学校で受診してください。送付時期は各小学校により異なります。
「就学時健康診断のお知らせ」にて、ご案内している小学校以外で受診いただくことはできませんので、指定された日時に受診できない場合は、当該学校にご連絡ください。
また、可能であれば費用はかかりますが、かかりつけ医等を自己受診していただき、その診断結果をもとに、就学予定校にご相談ください。就学にあたり、ご心配なことがある場合は、就学予定校にご相談ください。

Q16 私立や国立小中学校等に入学することが決まった場合は、どうすればいいですか？

A16 区役所への届出が必要です。私立・国立小中学校等から交付される「入学許可証」などを住吉区役所教育文化課へ提出してください(77ページ参照)。